

## 第4章 具体的施策の展開

### 1 情報提供・相談機能の充実

#### (1) 情報提供の充実

事業名 【所管】	計画期間中の取組
ひとり親家庭支援制度の 情報提供  【家庭児童相談室】	ひとり親家庭になり、諸手続のため来庁された際に、ひとり親家庭支援制度についての情報を提供します。また、児童扶養手当現況届けの手続時にリーフレットを配付し、支援制度の周知に努めます。さらに、ひとり親家庭の総合的な支援制度を周知するための冊子を発行し、ひとり親家庭に配付します。

事業名 【所管】	計画期間中の取組
ひとり親家庭支援制度等の広報  【家庭児童相談室】	ひとり親家庭支援制度等の広報については、市広報紙や、その他の媒体を使用して積極的に行います。また、希望者を対象に、携帯電話を使ったメールを配信し、支援制度を積極的に広報します。

事業名 【所管】	計画期間中の取組
市母子寡婦福祉連合会への支援  【家庭児童相談室】	市母子寡婦福祉連合会を通じて、ひとり親家庭に対する支援施策等を広報するとともに、連合会が実施する事業を支援します。また、ひとり親家庭の生活支援のための講座開設や、同じ立場での経験に基づいた身近な相談にあたる相談会等の開設について、連合会とともに検討します。

#### (2) 相談機能の充実

事業名 【所管】	計画期間中の取組
ひとり親家庭相談  【家庭児童相談室】	ひとり親家庭が抱える悩みである、経済的なこと、自立、就労、生活、子育てに関することについて母子自立支援員が相談にあたります。

事業名 【所管】	計画期間中の取組
家庭児童相談  【家庭児童相談室】	家庭内の子どもの養育、学校生活、児童虐待等、子どもにかかわるさまざまなことについて、家庭相談員が相談にあたります。

事業名 【所管】	計画期間中の取組
子ども相談  【家庭児童相談室】	子どもの育児、しつけ、虐待等について、様々な子どもに関わる心配事について、次の機関で相談にあたります。 (H20年度現在) 児童家庭支援センター 1か所 子育て支援センター 2か所

事業名 【所管】	計画期間中の取組
女性相談  【家庭児童相談室】 【丹南健康福祉センター 武生福祉保健部】	県と連携して、女性が抱える日常生活の問題や家族関係、夫婦関係及び配偶者等からの暴力被害について、女性相談員が相談にあたります。

事業名 【所管】	計画期間中の取組
男女共同参画にかかわる相談  【男女共同参画室】	男女共同参画や配偶者等からの暴力被害等、性差にかかわる問題について、関係機関と連携して相談にあたります。 また、具体的な支援情報を提供して相談者の更なる自立支援に努めるとともに、増加しつつある外国籍市民の相談に対応できる体制の整備を進めます。

事業名 【所管】	計画期間中の取組
消費者相談  【消費者センター】	金銭消費貸借をはじめとして、消費者の日常生活全般の相談にあたります。 また、食品に対する市民の不安や、詐欺的商法の横行など、消費者を取巻くリスクが増大する中で、自立した賢い消費者を育成するための講座開設や、啓発事業の充実に努めます。

事業名 【所管】	計画期間中の取組
生活相談  【社会福祉課】	病気で働けなくなった等、生活に困った場合に、利用可能な福祉サービスの紹介や、生活保護制度の相談にあたります。 また、関係機関と適切な連携をとりながら、相談者に応じた福祉サービスの提供を行います。

事業名 【所管】	計画期間中の取組
法律相談  【社会福祉協議会】 【県母子寡婦福祉連合会】	社会福祉協議会では市民を対象に、県母子寡婦福祉連合会では、母子家庭等を対象に、法律にかかわる相談に応じています。  (H20年度現在) 社会福祉協議会 毎月第1・3木曜日に開催 県母子寡婦福祉連合会 予約による相談

## 2 子育て・生活支援の推進

### (1) 子育て支援の推進

事業名 【所管】	計画期間中の取組
保育事業  【児童福祉課】	保護者の就労、病気、家族の介護のため、自宅での保育が困難な児童をお預かりします。  (H20年度現在) 保育園数 24園(うち市立9園・私立15園)

事業名 【所管】	計画期間中の取組
延長保育事業  【児童福祉課】	保護者の就労時間にあわせ、通常の開園時間を超えた保育が必要な児童に、時間を延長してお預かりします。  (H20年度現在) 実施保育園数 2園

事業名 【所管】	計画期間中の取組
休日保育事業  【児童福祉課】	休日も就労する保護者のため、保育が必要な児童をお預かりします。 (H20年度現在) 実施保育園数 2園

事業名 【所管】	計画期間中の取組
一時保育事業  【児童福祉課】	保護者の就労形態により、一時的に保育が必要になったり、病気等の私的な理由で保育が必要な児童をお預かりします。 (H20年度現在) 実施保育園数 24園

事業名 【所管】	計画期間中の取組
障がい児保育事業  【児童福祉課】	集団保育が可能で、保育に欠ける障がい児をお預かりします。 (H20年度現在) 実施保育園数 24園

事業名 【所管】	計画期間中の取組
病児・病後児保育事業  【児童福祉課】	児童が、病気又は病気回復期に保護者の就労、傷病、事故、冠婚葬祭等のため看護できないときに、一時的に児童をお預かりします。 (H20年度現在) 病時・病後時保育実施機関 1か所 病後時保育実施機関 1か所

事業名 【所管】	計画期間中の取組
すみずみ子育て保育事業  【家庭児童相談室】	就職活動、疾病、事故その他の止むをえない事由により家庭での保育が困難なときに、一時的なサポートを行っています。 (H20年度現在) 実施機関 5か所

事業名 【所管】	計画期間中の取組
母子家庭等日常生活 支援事業  【家庭児童相談室】	ひとり親家庭で、一時的な傷病、就職活動、冠婚葬祭のため、一時的に援助を必要とする場合や、ひとり親家庭となって間がなく生活が安定するまでの間、日常生活の支援をするため家庭生活支援員を派遣します。

事業名 【所管】	計画期間中の取組
子育て短期支援事業 (子どもショートステイ) 【家庭児童相談室】	保護者が、病気、看護、就労等で保育できなくなった児童を一定期間(原則7日以内)お預かりします。 (H20年度現在) 実施機関 2か所

事業名 【所管】	計画期間中の取組
子育て短期支援事業 (子どもトワイライトステイ) 【家庭児童相談室】	保護者の仕事が夜間におよぶ場合、子どもだけの留守は心配だという方の児童をお預かりします。 (H20年度現在) 実施機関 2か所

事業名 【所管】	計画期間中の取組
児童センター・児童館運営事業  【児童福祉課】	児童が、遊びを通じて仲間の輪を広げるとともに、健康を増進できるように運営します。 (H20年度現在) 児童センター・児童館数 12か所

事業名 【所管】	計画期間中の取組
児童クラブ (学童保育)  【児童福祉課】	保護者が、就労等で放課後、児童を保育できない場合、概ね小学校1年生から3年生までの児童をお預かりします。今後は、ひとり親世帯が安心して利用できるよう、利用料金の減額について検討します。また、保護者の希望に応えるため、事業の充実について検討します。 (H20年度現在) 児童クラブ実施か所数 24か所

(2) 生活支援の推進

事業名 【所管】	計画期間中の取組
就学支度金交付事業  【家庭児童相談室】	ひとり親家庭の児童が、小学校、または中学校に入学する際、それぞれ2万円、2万5千円を支度金として交付します。

事業名 【所管】	計画期間中の取組
就学援助事業  【学校教育課】	<p>児童扶養手当、児童育成手当を受給している世帯や、市民税がかからない世帯等の、小学生または中学生に、就学援助金を交付します。</p> <p>(H20年度現在)</p> <p>準要保護児童生徒就学援助費</p> <p>[学用品費等]</p> <p>小学1年生 12,610円 小学2～6年生 14,780円          中学1年生 23,880円 中学2～3年生 26,050円</p> <p>[新入学学用品費等]</p> <p>小学校 19,900円 中学校 22,900円</p> <p>その他、学校給食費、修学旅行費については実費</p> <p>* 特別支援学級就学奨励ひは上記の半額を支給(一部の費目については支給上限あり)</p>

事業名 【所管】	計画期間中の取組
市営住宅の入居  【建築住宅課】	<p>住宅に困窮する低額所得者に対して、市営住宅を賃貸します。</p> <p>(H20年度現在)</p> <p>管理戸数 885戸</p>

事業名 【所管】	計画期間中の取組
住宅取得等に対する支援  【政策推進課】 【児童福祉課】	若い世代の定住化と、子どもを産み育てやすい環境を整備するため、市内全域での住宅取得等についての支援制度の拡充策について検討します。

### 3 就業支援の推進

#### (1) 就業相談の推進

事業名 【所管】	計画期間中の取組
就業支援・相談  【家庭児童相談室】 【武生公共職業安定所】	ひとり親家庭が、子育てをしながら仕事につき自立した生活をおくれるよう、母子自立支援員がハローワークと連携して求人情報の提供や就業等に関する相談にあたります。 また、ハローワークでの就業相談については、相談者が就業するまで、専門の担当者が支援する体制で就労を支援します。

事業名 【所管】	計画期間中の取組
母子家庭等就業 自立支援センター による就業支援  【家庭児童相談室】	母子家庭等就業・自立支援センターと協力して、就業相談員及び自立支援プログラム策定員による専門的な就業相談にあたります。

#### (2) 就業に向けた能力開発の推進

事業名 【所管】	計画期間中の取組
武生地域職業訓練 センター講座  【商工政策課】	職業能力向上を図るため、各種講座や講習会を開催します。 また、市主催講座の受講料減免について、検討します。

事業名 【所管】	計画期間中の取組
母子家庭等就業・自立支援 センター就業支援講座  【家庭児童相談室】	センターが開催する就業支援講座の積極的な広報と、受講相談にあたります。

事業名 【所管】	計画期間中の取組
母子家庭等教育 訓練給付金  【家庭児童相談室】	一定の要件に該当するひとり親家庭の父母が、雇用保険に規定された教育訓練講座を受講し修了した場合、受講料の4割相当額(上限20万円)を給付します。 また、制度の利用を推進するとともに、対象講座等の充実について検討します。

事業名 【所管】	計画期間中の取組
母子家庭看護師等 就労応援事業給付金  【家庭児童相談室】	母子家庭の母が、母子寡婦福祉資金(生活資金)の貸付を利用して看護師等として就職した場合、貸付総額の2分の1に相当する金額を支給します。

事業名 【所管】	計画期間中の取組
高等技能訓練促進費  【家庭児童相談室】	一定の要件に該当するひとり親家庭の父母が、看護師、介護福祉士、理学療法士等の資格取得のため、2年以上養成期間で修業する場合に、修業期間の最後の1/3に相当する期間「修業支援手当」を、また終了後「入学支援修了一時金」を支給します。

事業名 【所管】	計画期間中の取組
母子家庭の母の雇用に関する 各種助成金制度の周知  【商工政策課】	母子家庭の母の雇用を促進するため、ハローワークや(財)21世紀職業財団が実施する下記の助成金制度の周知を図るとともに活用を推進します。  1 トライアル雇用奨励金 2 雇用支援制度導入奨励金 3 特定求職者雇用開発助成金 4 パートタイマー均衡待遇推進助成金

## 4 養育費確保の推進

### (1) 養育費相談の推進

事業名 【所管】	計画期間中の取組
養育費確保にかかる法律相談 (相談にかかる再掲)  【家庭児童相談室】	県母子寡婦福祉連合会及び市社会福祉協議会が開催する法律相談について周知し、養育費に関する法律相談を通じての積極的な養育費確保について推進します。

事業名 【所管】	計画期間中の取組
養育費確保にかかる相談  【家庭児童相談室】	母子自立支援員及び女性相談員が離婚等の相談、ひとり親家庭の経済的な相談を受けた際に、養育費確保等に関しての情報の提供と、相談に応じます。  また、県養育費相談員との連携を更に深め、養育費相談の充実を図りながら養育費の確保に努めます。

## 5 経済的支援の推進

### (1) 手当の支給

事業名 【所管】	計画期間中の取組
児童扶養手当の支給  【児童福祉課】	母子家庭の母、または母の代わりにその子を養育している方で、一定の要件を満たす方に、生活の安定と自立促進のため児童扶養手当を支給します。平成20年4月から、受給開始後5年を経過している場合、手当額の1/2が支給停止となることから、一部支給停止適用除外申請の提出等の周知を図ります。また就労支援・相談等の必要な場合は関係機関と連携に努めます。

事業名 【所管】	計画期間中の取組
児童育成手当の支給  【児童福祉課】	父子家庭の父、または父の代わりにその子を養育している方で、一定の要件を満たす方に、生活の安定と自立促進のため児童育成手当を支給します。越前市独自の施策であり、今後も継続して実施します。

(2) 医療費助成

事業名 【所管】	計画期間中の取組
ひとり親家庭の 医療費助成  【児童福祉課】	児童扶養手当、または児童育成手当の支給対象のひとり親家庭の親または子どもが支払った医療費を助成します。

(3) 福祉資金・奨学金の貸付

事業名 【所管】	計画期間中の取組
母子寡婦福祉資金 の貸付  【家庭児童相談室】	母子家庭や寡婦に対し、修学資金等の母子寡婦福祉資金貸付に関する情報提供を行うとともに、生活の安定と自立促進のため利用者に適した貸付相談と貸付を行います。 また、修学資金については止むをえず連帯保証人を確保できない場合にも、相談にあたります。

事業名 【所管】	計画期間中の取組
ひとり親家庭 福祉推進資金 の貸付  【家庭児童相談室】	ひとり親家庭に対し、修学資金等の福祉推進資金を適正に貸付け、生活の安定と自立を促進します。越前市独自の施策であり、父子家庭についても積極的に貸付けます。 また、修学資金については、止むをえず連帯保証人の確保ができない場合も、相談のうえ貸付について配慮します。

事業名 【所管】	計画期間中の取組										
奨学金の貸付  【学校教育課】	学費の支弁が困難な学生に奨学金を貸与し、修学の機会均等を図ります。 奨学金の月額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>国公立高等学校奨学生</td> <td style="text-align: right;">9,000 円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校奨学生</td> <td style="text-align: right;">12,000 円</td> </tr> <tr> <td>短期大学奨学生</td> <td style="text-align: right;">20,000 円</td> </tr> <tr> <td>自宅から通学する者</td> <td style="text-align: right;">20,000 円</td> </tr> <tr> <td>自宅以外から通学する者</td> <td style="text-align: right;">30,000 円</td> </tr> </table>	国公立高等学校奨学生	9,000 円	私立高等学校奨学生	12,000 円	短期大学奨学生	20,000 円	自宅から通学する者	20,000 円	自宅以外から通学する者	30,000 円
国公立高等学校奨学生	9,000 円										
私立高等学校奨学生	12,000 円										
短期大学奨学生	20,000 円										
自宅から通学する者	20,000 円										
自宅以外から通学する者	30,000 円										

<p style="text-align: center;">事業名 【所管】</p>	<p style="text-align: center;">計画期間中の取組</p>
<p style="text-align: center;">奨学金にかかる相談 (相談にかかる再掲)</p> <p style="text-align: center;">【家庭児童相談室】</p>	<p>ひとり親家庭の親に対して奨学金の情報提供を行うとともに、相談にあたります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 越前市奨学金</li> <li>2 福井県奨学育英資金</li> <li>3 福井県高等学校定時制課程、通信制課程奨励金</li> <li>4 武生郷友会奨学資金</li> <li>5 日本学生機構奨学金</li> </ol>